

湖西市公告

下記の財産について、一般競争入札による売払いを行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び湖西市契約規則（昭和 57 年規則第 16 号）第 8 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 23 日

湖 西 市 長 田 内 浩 之



記

1 入札物件の概要

No	物件の所在地	地目	地積	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
1	湖西市鷺津字小名川 1163 番 1	宅地	3,389.47 m ²	143,009,380 円	7,151,000 円
	湖西市鷺津字小名川 1163 番 6		11.71 m ²		
	湖西市鷺津字小名川 1163 番 17		1,110.39 m ²		
	湖西市鷺津字小名川 1163 番 18		768.25 m ²		
		合計	5,279.82 m ²		

2 売却条件（用途の指定）

本物件の用途は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- (3) 兼用住宅（店舗、事務所等の非住宅部分の床面積が 50 m²以内であり、かつ、建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）

※詳細な条件等については、令和 8 年度第 2 回市有地売払一般競争入札募集要領を参照すること。

3 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員でないこと。

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する風俗関連営業その他これに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供しない者であること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。
- (5) 必要書類等を指定した期日までに提出した者であること。

4 入札日時及び場所

(1) 執行日時

令和 8 年 10 月 9 日（金）

受付 10 : 10 ～ 10 : 30

入札 10 : 30

※入札参加者全員の受付が完了した場合は、予定時刻より前に入札を開始する場合がある。

(2) 場所

湖西市役所 3 階 303 会議室

5 募集要領等の配付

(1) 配付期間

令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午～午後 1 時までを除く）

※直接配付については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

湖西市企画部資産経営課 資産経営係（市役所 2 階）又は湖西市ウェブサイト

〒431-0492 湖西市吉美 3268 番地（電話：053-576-4875）

6 入札参加申込み

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午～午後 1 時までを除く）

※土、日曜日、祝日を除く

※書留郵便による提出は、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに到着したものを有効とする。

(2) 受付場所

湖西市企画部資産経営課（市役所 2 階）

〒431-0492 湖西市吉美 3268 番地

電話 053-576-4875

(3) 提出書類

令和 8 年度第 2 回市有地売払一般競争入札募集要領を参照すること。

7 現場説明会

現場説明会は実施しない。

8 入札手続等

(1) 入札方法

本人又はその代理人が入札会場へ持参し提出するか、書留郵便により提出すること。

(2) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を入札執行日（執行日当日は受付時間終了まで）までに納めなければならない。

9 入札の無効

湖西市契約規則第 19 条に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定

落札者は、予定価格以上で、かつ最高金額の入札者とする。この場合において、最高金額の入札者が 2 名以上あるときは、くじにより決定する。

11 契約の締結

(1) 仮契約

- ① 本件土地は、「湖西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、湖西市議会の議決を要する案件である。このため、落札者とは仮契約を締結し、湖西市議会の議決をもって本契約としての効力を生ずるものとする。
- ② 落札者には、後日、「市有財産売払決定通知書」及び「契約保証金納入通知書（契約保証金は売買代金の 100 分の 10）」を送付する。
- ③ 落札者は、市有財産売払決定通知書を受領した日から起算して 7 日以内に仮契約を締結するとともに契約保証金を納付しなければならない。
- ④ 期限までに仮契約を締結しない又は契約保証金を納付しない場合は、落札を無効とし、入札保証金は湖西市に帰属するものとする。
- ⑤ 契約は必ず買受人名義で締結するものとし、代理人名義による契約は認めない。
- ⑥ 契約書に貼付する収入印紙その他契約締結に要する一切の費用は、買受人の負担とする。
- ⑦ 仮契約締結後、納付した入札保証金は指定口座へ返還する。ただし、落札者から申出があつ

た場合は、入札保証金を契約保証金に充当することができるものとし、この場合は、入札保証金と契約保証金との差額を納付するものとする。

(2) 本契約

- ① 仮契約は、湖西市議会の議決をもって本契約としての効力を生ずるものとし、新たに契約書は作成しない。
- ② 湖西市議会において議案が否決された場合は、仮契約は効力を失うものとする。この場合において、湖西市は買受人に対し、違約金、損害賠償その他一切の責任を負わない。

12 契約保証金

落札者は、売買契約締結時までに、契約保証金を納めなければならない。

契約保証金の額は、落札金額の100分の10（1万円未満の端数がある場合は切り上げ）とする。

13 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、「令和8年度第2回市有地売却一般競争入札募集要領」を熟知の上、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 照会先は、湖西市企画部資産経営課（電話 053-576-4875）とする。